

議員提出議案第 2 号

守口市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例案

守口市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和 7 年 6 月 17 日 提出

守口市議会議員	松	本	満	義
同	井	内	昌	幸
同	池	嶋	一	夫

記

守口市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例

守口市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和6年守口市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
第1条 略 （損害賠償責任の一部免責） 第2条 略 2 法第243条の2の7第1項の条例で定める額は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額（市長にあっては、当該普通地方公共団体の長等の基準給与年額に2を乗じて得た額）とする。 以下 略	第1条 略 （損害賠償責任の一部免責） 第2条 略 2 法第243条の2の7第1項の条例で定める額は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。 （1） 市長 6 （2） 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4 （3） 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は水道事業管理者 2 （4） 職員（前2号に掲げる職員を除く。） 1 以下 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第2条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の職員等の行為に基づく損害賠償責任について適用し、同日前の職員等の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。